

官報

号外

昭和二十六年十一月二十七日

○第十二回 参議院會議録第二十三号

昭和二十六年十一月二十七日(火曜日)
午前十時三十八分開議

議事日程 第二十二号

昭和二十六年十一月二十七日

午前十時開議

第一 未復員者給與法等の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)

第二 水産資源保護法案(衆議院提出)(委員長報告)

第三 礦米価格安定法案(内閣提出、衆議院送付)(委員長報告)

第四 図書館運営委員報告

第五 福島地方方法務局塩川出張所存置に関する請願(委員長報告)

第六 岐阜県高須町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願(委員長報告)

第七 北海道弟子屈町に区検察庁および簡易裁判所設置促進の請願(委員長報告)

第八 福島県石川町に簡易裁判所および区検察庁設置の請願(委員長報告)

第九 福島地方方法務局松川出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一〇 福島地方方法務局本宮出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一一 福島地方方法務局野次出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一二 福島地方方法務局坂下出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一三 神戸地方方法務局家島出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一四 金沢地方方法務局中の島出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一五 三重県津地方方法務局尾呂志出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一六 新潟県燕町に登記所設置の請願(委員長報告)

第一七 新潟地方方法務局松代出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一八 鹿児島地方方法務局佐多出張所存置に関する請願(委員長報告)

第一九 大阪市北錦町に大阪拘留所移築反対の請願(委員長報告)

第二〇 新潟地方方法務局須原出張所存置に関する請願(委員長報告)

第二一 鳥取地方方法務局岩井出張所存置に関する請願(委員長報告)

第二二 広島地方方法務局神辺出張所存置に関する請願(委員長報告)

第二三 秋田地方方法務局強直出張所存置に関する陳情(委員長報告)

第二四 岐阜県高須町に簡易裁判所設置の陳情(委員長報告)

第二五 高知地方方法務局豊永出張所存置に関する陳情(委員長報告)

第二六 高知地方方法務局三瀬出張所存置に関する陳情(委員長報告)

第二七 各種登記事務改善に関する陳情(委員長報告)

第二八 浦和地方方法務局野上出張所存置に関する陳情(委員長報告)

第二九 住民登録法施行促進等に関する陳情(委員長報告)

○議長(佐藤栄作君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

昨二十六日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

企業合理化促進法案(小金義昭君外三十四名提出)

通商産業委員会に付託

真珠養殖事業法案(石原國吉君外四名提出) 水産委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

物品税法の一部を改正する法律案
同日可決した左の本院提出案は即日これを衆議院に送付した。

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

裁判所職員臨時措置法案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

博物館法案
漁港法の一部を改正する法律案
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

外務省設置法案
関税法の一部を改正する法律案
輸出信用保険法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
地方税法の一部を改正する法律案
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案

同日衆議院から、左の本院提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

文化財保護法の一部を改正する法律案
同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を交付した。

網紀重正に関する決議
同日衆議院において採択することを議決した陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願外四十九件の請願およびたばこ小売の利益率引上げ等に関する陳情外六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日衆議院から、同院は運輸審議会委員に三村令二郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 青山 正一君
外務委員 大野木秀次郎君
水産委員 九鬼政十郎君
予算委員 平井 太郎君
同 溝淵 春次君
決算委員 上原 正吉君
議院運営委員 須藤 五郎君
同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

博物館法
漁港法の一部を改正する法律
外務省設置法
関税法の一部を改正する法律
輸出信用保険法の一部を改正する法律
中小企業信用保険法の一部を改正する法律
地方税法の一部を改正する法律
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律
文化財保護法の一部を改正する法律
同日議長から内閣総理大臣宛左の決議を交付した。

網紀重正に関する決議
同日衆議院において採択することを議決した陶磁器製品の物品税撤廃等に関する請願外四十九件の請願およびたばこ小売の利益率引上げ等に関する陳情外六件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日衆議院から、同院は運輸審議会委員に三村令二郎君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

同日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

人事委員 青山 正一君
外務委員 大野木秀次郎君
水産委員 九鬼政十郎君
予算委員 平井 太郎君
同 溝淵 春次君
決算委員 上原 正吉君
議院運営委員 須藤 五郎君
同

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

人事委員 國 伊能君
外務委員 大野木秀次郎君

昭和二十六年十二月二十七日 参議院會議録第二十三号

會議 議事日程追加の件 運輸審議会委員の任命に関する件 未復員者給與法等の一部を改正する法律案 議 事日程変更の件 参議院議院規則案 議 事日程追加の件 運輸審議会委員の任命に関する件 未復員者給與法等の一部を改正する法律案 議

三六

水産委員 青山 正二君
予算委員 北村 一男君
同 島津 忠彦君
決算委員 九鬼紋十郎君
議院運営委員 澤淵 春次君
同 兼岩 傳一君

同日委員長から左の報告書を提出した。
蘭系価格安定法案修正議決報告書
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案可決報告書
内閣委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
外務委員会請願審査報告書第一号同特別報告第一号
外務委員会陳情審査報告書第一号同特別報告第一号

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

この際、日程に追加して、運輸審議会委員の任命に関する件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。去る二十四日、内閣総理大臣から、運輸審議会第九條の規定により三村令二郎君を運輸審議会委員に任命することについて本院の同意を求め参りました。本件に關し同意を與えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本件は全会一致を以て同意を與えることに決しました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第一、未復員者給與法等の一部を改正する法律案(本院提出、衆議院回付)を議題といたします。

未復員者給與法等の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された貴院提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條により回付する。

昭和二十六年十一月二十二日

衆議院議長 林 譲治

参議院議長 佐藤尚武殿

未復員者給與法等の一部を改正する法律 (小字は修正)

第一條 未復員者給與法(昭和二十二年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項中「二千二百円」を「二千三百円」
第八條第二項中「前項」を「前二項」に、同條第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

厚生大臣は、前項の規定による療養を受けている者が同項の期間を経過する日において、なお引き続き療養を要するものと認められた場合においては、その期間の経過後においても更に三年間その者に對し、必要な療養を行うことができる。

第八條の十の次に次の三條を加える。

第八條の十一 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、療養等の支給を受けようとする

者その他の関係人に對し、必要な報告をさせることができる。
第八條の十二 厚生大臣又は都道府県知事は、療養等の支給に關して必要があると認めるときは、その職員に、療養等の支給に關係のある病院又は診療所に立ち入らせ、診療録その他の帳簿書類を検査させ、又は療養等の支給を受けようとする者その他の関係人に對し、質問させることができる。

前項の規定により立ち入り、検査し、又は質問する職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があつたときは、これを提出する。

別表第一金額の欄中

甲									
一九、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一三、五〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	九、〇〇〇円	七、五〇〇円	六、〇〇〇円	四、八〇〇円
三、六〇〇円	二、四〇〇円	一、六〇〇円	八〇〇円						

を

甲									
三八、〇〇〇円	三四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	二七、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	九、六〇〇円
七、二〇〇円	四、八〇〇円	三、二〇〇円	一、六〇〇円						

に改める。

れを呈示しなければならない。
第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第八條の十三 左の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第八條の十一の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 前條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二條 未復員者給與法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第二項中「第八條の二第二項及び第三項並びに」を「第八條の二第二項から第四項まで及び」に改める。

附則第四條中「三年」を「三年(第二條第二項において準用する第八條の二第二項の規定により療養を受ける者については、その療養を受けることのできる期間)」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して、
〇 附則第一項に規定する部分の部分は、昭和二十六年四月一日以後に支給事由の生じたものについて、適用する。

2 〇 昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた療養費に關する部分の部分は、昭和二十六年三月三十一日以前に支給事由の生じた降給一時金で、この法律施行の際、未だ支給していないものは、なお、従前の規定により支給する。

○議長(佐藤尚武君) これより本案の採決をいたします。本案の衆議院修正に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て衆議院の修正に同意することに決しました。

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第二をあとに廻し、日程第三、蘭系価格

安定法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とするに御異議ございませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(佐藤武吉) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。農林委員長羽生三七君。

審査報告書

農米価格安定法案

右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十六年十一月二十六日

農林委員長 羽生 三七

参議院議長佐藤武吉殿

多数意見者署名

小林 孝平 岡村文四郎
門田 定藏 飯島連次郎
三橋八次郎 松浦 定義
北村 一男 山崎 恒
片柳 眞吉 清口 三郎
滝井治三郎 白波瀬米吉
宮本 邦彦 赤澤 興仁
加賀 操 江田 三郎
池田宇右衛門

第三條第一項中「生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参し、やうして」を「繭の生産費の額に生糸の製造及び販売に要する費用の額を加えて得た額を基準とし、主要繊維の価格及び物価その他の経済事情を参し、やうして」に改める。

第九條中「生糸の輸出を、生糸(生糸の加工品を含む。)の輸出」に、「生糸を輸出」を「生糸(その生糸の加工品を含む。)を輸出」に改める。

昭和二十六年十一月二十七日 参議院會議録第二十三号 農米価格安定法案

第十七條中「前條を」前二條に、「同條を」各本條に改め、同條を第十九條とする。

第十六條第一号中「第十二條第一項を」第十三條第一項に、同條第二号中「第十三條第一項を」第十四條第一項に改め、同條を第十八條とし、同條の前の見出しの次に次の一條を加える。

第十七條 第十條第一項の規定に基づく政令の規定に違反して契約し、又は対価を支拂い、若しくは受領した者は、一年以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の政令の改正、廃止又は失効の時までにした行為に対する同項の規定の適用については、なおその改正、廃止又は失効前の例による。

第十五條第二項中「關係行政庁の職員及び」を「養蚕業者、製糸業者その他」に改め、同條を第十六條とする。

第十條を第十一條とし、以下第十四條までを順次一條ずつ繰り下げ、第十九條の次に次の一條を加える。

(禁止価格をこえる契約等の禁止) 第十條 政府は、不当な利得を目的とする買占その他の行為により生糸の価格が異常に騰貴し、又はそのおそれが著しい場合においてこれを防止するため必要があると認めるときは、第七條に規定する生糸の売買取引につき、政令で、一定の価格(以下「禁止価格」といふ。)をこえる価格による契約又は対価の支拂若しくは受領を禁止することができる。

2 禁止価格は、標準生糸についてはその最高価格を下らない額とし、その他の生糸については標準生糸の禁止価格に政令で定める額を加減して得た額とする。

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は生糸の輸出の増進及び養蚕業の経営の安定を図るため繭及び生糸の価格の異常な変動を防止する目的をもつて、政府において所定の最低価格で生糸を買入れ、最高価格で買入れて保有して生糸を売り渡し、かかる売買の操作によつて生糸、延いては繭の価格の安定を図ることとし、これが実施に関する諸般の事項を規定するとともに、生糸の買入によつてもなお繭の価格の異常な低落を防止することができないと認めるときは、これが防止のため、政府において必要な措置を行わんとするのがその大要であつて、委員会においては、原案について幾多の不備があり特に繭価格の安定について欠陥が認められるのであるが、今直ちにこれが全面的修正が困難な状態にあるので、差當つて少くとも原案に対し(一)政府が売買する生糸の最高価格及び最低価格は繭の生産費と生糸の製造販売費を加えた額を基準とすることとを明確にし(二)輸出確保のための條件付売渡は生糸のみならずその加工品をも含むものであることを明記し(三)思惑等による生糸価格の異常な暴騰を抑止するの措置を講じ(四)繭糸価格安定審議会を民主化するにとともにその組織を明確にする等の修正を加えて本法律案の成立を図るべきものと認めた。

二、事件の利害得失

生糸及び繭の価格の安定に資し、生糸の輸出の増進及び養蚕業の経営の安定に寄與する。

三、費用

生糸の買入、貯蔵及び加工に関する経費、事務取扱費その他の諸費として三十億圓が昭和二十六年度補正予算に要求せられてゐる。

繭糸価格安定法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

繭糸価格安定法案

右の国会法第八十三條により送付する。

繭糸価格安定法案

参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤武吉殿

繭糸価格安定法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

繭糸価格安定法案

右の国会法第八十三條により送付する。

繭糸価格安定法案

参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤武吉殿

繭糸価格安定法案

右の国会法第八十三條により送付する。

繭糸価格安定法案

参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤武吉殿

繭糸価格安定法案

右の国会法第八十三條により送付する。

繭糸価格安定法案

参議院議長 林 譲治
参議院議長佐藤武吉殿

繭糸価格安定法案

右の国会法第八十三條により送付する。

るところにより、生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に要する費用、主要繊維の価格並びに物価その他の経済事情を参し、やうして農林大臣が定める。

2 標準生糸以外の生糸についての前條の最高価格及び最低価格は、標準生糸の最高価格又は最低価格にそれぞれ政令で定めるところにより算出される額を加減して得た額とする。

第四條 標準生糸の最高価格及び最低価格は、毎年三月(物価その他の経済事情にかんがみ特に必要があるときは、四月又は五月)に定め、その年の六月一日から翌年の五月三十一日まで適用するものとする。

第五條 標準生糸の最高価格及び最低価格は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において特に必要があるときは、改定することができる。

第六條 農林大臣は、第四條又は前條の規定により標準生糸の最高価格及び最低価格を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

(買入される生糸の種類等) 第七條 第二條の規定により政府が買入される生糸は、養蚕業法(昭和二十二年法律第五十七号)第十六條第一項の規定に基く検査の結果、省令で定める種類、織度及び品位の生糸と決定されたものに限る。

(買入又は売渡の申込に應じない場合) 第八條 政府は、左の各号の一に該

当するときは、第二條の規定による買入又は売渡の申込に應じないことができる。

一 買入又は売渡の申込が省令で定める荷口を単位としていないとき。

二 売渡の申込のあつた生糸が前條の検査を受けた日から六箇月以上を経過したものであるとき。

三 買入の申込が買占その他による不当の利得を目的として行われたと認めるとき。

(輸出確保のための條件付売渡)
第九條 政府は、生糸の輸出を確保するため時に必要があるときは、第二條の規定により生糸を売り渡すに当つて、その生糸を輸出すべきことその他必要な條件を附することができ。

(繭糸維持のための特別措置)
第十條 政府は、第二條の規定による生糸の買入によつてもなお繭糸の價格の異常な低落を防止することができないと認めるときは、繭糸の價格の異常な低落を防止するため必要な措置を行うものとする。

(政府保有生糸の貯蔵等)
第十一條 政府は、その保有する生糸を貯蔵し、加工し、整理のために売り渡し、又は新規の用途若しくは販路に向けるために売り渡すことができる。

2 前項の場合における売渡の價格は、時価に準拠して農林大臣が定める。

(生糸取引の届出)
第十二條 横浜市、神戸市又は大阪市の区域内に營業所を設け、生糸

の賣買取引の仲立又は取次を業として営んでいる者(以下「生糸問屋」という。)は、製糸業法(昭和七年法律第二十九号)第三條の規定により免許を受けた者(以下「製糸業者」という。)からの委託によりこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡し、若しくは売渡の仲立をしたとき、又はこれらの区域内に營業所を有しない製糸業者からこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を買い入れたとき(他の生糸問屋の仲立又は取次によつて買い入れた場合を除く。)は、左に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならぬ。

一 賣買取引の種類
二 賣買取引をした生糸が製糸業法第十六條の規定に基づく検査を受けたことを証する検査証の番号及び発行の年月日
三 賣買取引をした生糸の種類、織度、品位、俵数、斤量及び製造工場の名目
四 賣買取引及び賣買取引額
五 賣買取引成立の年月日
六 生糸受渡の年月日
七 届出者の氏名又は商号
八 賣買取引の相手方の氏名又は商号
九 仲立又は取次による賣買取引にあつては、委託者の氏名又は商号

2 前項に規定する区域内に營業所を有する製糸業者がこれらの区域内の場所を受渡地として生糸を売り渡したとき(生糸問屋の仲立又は取次によつて売り渡した場合を除く。)は、前項各号に掲げる事項を農林大臣に届け出なければならぬ。

3 前二項の規定は、その買入又は売渡が商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)により設立された商品取引所における賣買取引としてなされた場合には、適用しない。

4 第一項又は第二項の届出は、左に掲げる日の翌日(翌日が祝日又は日曜に当るときは、翌翌日)の正午までにしなければならぬ。

一 現物売買取引にあつては、賣買取引成立の日
二 値定め先約定にあつては、生糸受渡の日
三 成行先約定その他前各号に掲げる以外の賣買取引にあつては、賣買取引決定の日

(繭及び生糸に関する調査)
第十三條 農林大臣は、繭及び生糸の生産費、輸送事情その他繭及び生糸の價格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、繭若しくは生糸の生産、賣買取引又は賣買取引の仲立若しくは取次を業として営んでいる者に対し、省令で定めるところにより、必要な事項の報告を求めることができる。

2 農林大臣は、生糸の生産費を調査するため必要があるときは、その職員に製糸業者の營業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、關係人の要求があるときは、これを提示しなければならぬ。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(繭糸價格安定審議会の設置及び所掌事項)
第十四條 農林省に繭糸價格安定審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、農林大臣の諮問に應じ、繭及び生糸の價格の安定に關する重要事項を審議する。

3 審議会は、繭及び生糸の價格の安定に關する重要事項につき、関係行政庁に建議することができ。

(審議会の組織及び運営等)
第十五條 審議会は、農林大臣及び委員二十人以上以内をもつて組織する。

2 委員は、関係行政庁の職員及び製糸業に關し學識経験のある者のうちから農林大臣が任命する。

3 審議会の会長を置き、農林大臣をもつて充てる。

4 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定した者がその職務を代行する。

6 委員は、非常勤とする。

7 前各項に規定するものを除く外、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)
第十六條 左の各号の一に該當する者は、五万円以下の罰金に処する。

告をし、又は同條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關しても前條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して十五日を経過した日から施行する。但し、第二條の規定は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 第二條の規定の施行の日から昭和二十七年五月三十一日までの期間における標準生糸の最高價格及び最低價格は、第四條の規定にかかわらず、第二條の規定の施行の日までに定めなければならない。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十二号の次に次の一号を加える。

四十二の二 生糸を買い入れ、売り渡し、貯蔵し、又は加工すること。

第三十四條第一項の表

「裝師師試験審査会

裝師師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く裝師師試験に關する事務をつかさどること。

「裝師師試験審査会

裝師師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く裝師師試験に關する事務をつかさどること。

「羽生三七君登壇、拍手」

○羽生三七君 只今議題となりました
繭糸価格安定法案の農林委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

蚕糸業は、貿易收支の上から見ましても、又農家経済の点からいいたしましても、極めて重要な役割を演じておることとは、すでに周知の通りであります。ところが生糸の価格はその変動が甚だしく、又生糸の原料である繭は、これが農産物たる性質上、生糸の価格の変動に對して直ちにその需給を調節することが困難であります。而して養蚕業はもとより製糸業も経済力が脆弱でありまして、みずからの力を以てしてはかかる激しい価格の変動に對応することが困難な状態にあります。このことは、生糸及び繭織物の輸出を阻害し、延いて蚕糸業の経営を不安定にし、これが維持発展に重大な障害となつておりました。繭糸価格の安定について国の内外から熾烈な要望がありますので、これに応えんとするのが本法律案を提出するに至つた根本の趣旨とせられております。

昭和二十六年十一月二十七日 参議院會議録第二十三号 繭糸価格安定法案

「裝師師試験審査会

裝師師法（昭和十五年法律第八十九号）に基く裝師師試験に關する事務をつかさどること。

に改める。

繭糸価格安定法（昭和二十六年法律第 号）によりその権限に属させた事項を審議すること。

本法律案の内容の要点は概略次のようであります。

第一は、繭及び生糸の価格を安定させる方法でありまして、これは、政府において生糸の最高価格及び最低価格を定め、最低価格で生糸を買入れ、最高価格でその買入れて保有している生糸を売り渡し、かかる売買の操作によつて生糸の価格を最高価格と最低価格との間に安定させ、繭の価格については生糸の価格を安定させることによつて間接的にその安定を期待せんとするものであります。

なお、右の政府における生糸の売買に關しては、別途、糸価安定特別会計法案が提出されておりますことを附加しておきます。

第二は、生糸の最高価格及び最低価格のきめ方でありまして、これは農林大臣が繭糸価格安定審査会に諮つて、毎年三月、標準生糸である白二十一中A格の生糸について、翌生糸年度、即ちその年の六月一日から翌年の五月三十一日までのもを決定するのを原則としております。而してこの決定は、生糸の価格、繭の生産費、生糸の製造及び販売に必要な費用、主要繊維の価

格並びに物価その他の経済事情を参酌して行ふこととし、標準生糸以外のものの最高及び最低価格はそれと標準生糸の価格に格差を加減したものとすることになつております。なお、一度定めた標準生糸の最高及び最低価格は、経済事情に著しい変動があつた場合等には改訂することができるといたしましたのであります。

第三は、輸出の確保についてでありまして、政府は、輸出を確保するため特に必要ある場合は、その保有する生糸を売り渡すに當つて輸出優先に取扱ふことができることとなつております。

第四は、繭の価格の維持についてであります。先述述べましたように、本法案は生糸の価格の安定に關して多くを規定し、繭の価格については生糸の価格の安定によつて間接的にその安定を期待し、繭の需給の現状においては、これで十分な効果を収め得るとの建前をとつておりますが、併し将来に備へて、生糸の買入によつてもなお繭の異常な低落を防ぐことができない場合は、これが防止のため政府は必要な措置を行ふものとこの規定が一カ條設けてあります。

その他、標準生糸の最高及び最低価格の決定並びに改訂、繭及び生糸の価格の安定に關する重要事項の審議及び建議を行う機関としての繭糸価格安定審査会、その他、本法適用上の附随的諸措置等を規定いたしておるのであります。

当委員会におきましては、先ず政府当局から提出の理由及び法律案の内容等について説明を聞き、直ちに政府当局との間に質疑に入つたのであります。

が、質疑は、政府が現在もろんでい程度の規模によつて果して生糸価格の安定ができるか、その能否、生糸需給の現状及びこれを将来の見通し、生糸の輸出に對する期待及びその問題点並びにこれが對策、我が國蚕糸業のあり方及びその對策、養蚕業の維持発展及び養蚕農家の保護對策、生糸の最高及び最低価格並びに値幅の決定方法、生糸価格決定に當つての繭価格のあり方、繭の生産費、繭の適正価格及びその維持對策、繭資金及び乾繭倉庫設備資金の確保、思惑等による糸価の暴騰對策、審議会の構成及びこれが機能、外貨收支の上から見た繭の生産と倉庫生産との關係等、各角度から慎重な検討が加えられたのであります。その詳細は會議録について御承知を願ひたいのであります。ただ、ここに一言いたしたいことは、生糸は古くから我が國輸出の大宗でありまして、生糸が持つような性格と伝統からして、海外における我が國生糸の需要の増進を期し、かくして増加する需要に對して生糸の輸出を確保することの必要であることは勿論であります。併しその輸出がひとり我が國養蚕農家の犠牲においてなされることは避けられなければならぬことも又當然であります。然るに政府原案には、繭価格の維持に關する規定はただ一カ條が設けられてゐるのみであつて、而もその條文は「繭の価格の異常な低落を防止するため必要な措置を行ふものとする」とのみでありまして、極めて抽象的に規定せられてゐるに過ぎないため、本法律案によつて窺われる生糸の輸出優先の措置が国内養蚕業及び養蚕農家に及ぼす影響について憂慮せられ、数

多い質疑のうち、直接又は間接に、生糸の最高価格及び最低価格をきわめるに當つての繭価格の取扱方及び繭の適正価格の維持並びにこれと表裏の關係にある養蚕業の振興及び養蚕農家の保護に關する政府の方針について特に大きな関心が拂われ、これに對して政府の方針とその決意が確められたのであります。右に對して政府からは、農林大臣によつて、政府はもとより繭の安定に關して深い関心を抱き、且つこれが実現について最大の協力を傾注する意圖を有するものであり、又養蚕振興等の問題については、養蚕業振興緊急對策を策定し、これに基いて鋭意実施中であるが、なお一層これに關する施設の強化を図りたいとの方針を表明せられたことを附言いたしておきたいのであります。

かくして質疑を打ち切り、討論に入りましたところ、小林孝平委員から、本法律案には幾多修正を必要とする不備があり、特に繭の適正価格の維持に關する点に至つては甚だ遺憾であるが、併し諸般の情勢から今直ちに根本的な修正を加ふことができないとすれば、せめて次の四點、即ち第一は、政府が生糸の最高及び最低価格をきめるに當つては、繭の生産費と生糸の製造及び販売に要する費用を基準とすることを明確にし、第二は、輸出確保のための條件は、売渡は生糸ばかりでなく、その加工品をも含むものであることを明確にし、第三は、思惑等による生糸価格の異常な暴騰を抑止する措置を講じ、更に第四は、繭糸価格安定審査会を民主化すると共に、その構成を明確にする等の修正を施す必要があるとの理由を以て、内閣提案の原案に

昭和二十六年十一月二十七日 参議院會議録第二十三号 図書館運営委員長報告

福島地方事務局塩川出張所存置に関する請願外二十四件

三三〇

対して別に配りしてあります。修正の動議が提出されたのであります。続いて白波湖、片柳及び山崎の各委員から、糸師の安定は国の内外における久しい間の待望であるから、これが制度を実施することは必要であり、且つ又小林委員の修正動議も妥当であるが、糸師が世界の商品であることに鑑み、輸出を阻害するようないかなるいよう、又糸師価格の値上りに当つては思惑と実勢との見極めに間違ひを起すことなきよう、法の運用に慎重を期すべきこと、糸師の安定については可及的速かに適当な制度を確立すること、糸師対策は食糧その他の農業生産と総合的に策定せらるべきこと、糸師の生産費調査を合理化すること、事業資金を拡大すること、養蚕業の振興及び養蚕農家の保護政策を確立し、本法案をして名実共に糸師価格安定法ならしめること等の希望を附して賛成があり、続いて採決の結果、全会一致を以て、内閣提出、衆議院送付の原案に対して、小林孝平委員の提出にかかる修正を加えて可決すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、図書館運営委員長報告。

図書館運営委員長西田天香君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○西田天香君登壇、拍手。

○西田天香君 国立国会図書館法第十五条の規定によりまして図書館運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本委員会は、本年に入りまして以来数回に亘つて委員会を開会いたし、組織規程の改正案、経過報告及び昭和二十六年年度の補正予算等を審査いたして参つたのでありますが、その経過並びに結果につきまして順次御報告申上げます。

先ず国立国会図書館の組織面におきまして第一に申上げますことは、支部図書館の増設についてであります。即ち昨年十月に設置いたしました大倉山分室は、本年度から予算を得て正式に支部大倉山文化科学図書館として発足いたしました。次に行政部門に設けられたものとしては、特別調達庁の図書館が同じく本年度から、又、中央氣象台図書館が十一月からそれぞれ支部図書館となり、かくして支部図書館は合計二十八を数えるに至りました。第二に注目されますのは、調査及び立法参考局の拡充されたことであります。これはかねてからの懸案事項でありましたが、議員各位の御支援と館長以下関係者の努力によりまして、本年度から六十名の増員が認められ、それに従ひ、機構も三課四室から三課十三室へと拡充され、一応満足すべき充実を見るに至りましたことは、国立国会図書館本来

の使命に鑑みまして誠に喜ばしいことと存じます。

次に図書館の活動状況について申し上げますと、先ず国会に対する奉仕の面において、調査及び立法参考局の拡充に伴ひ、昭和二十五年下半期、同二十六年度上半期を通じて、主要な調査件数約五百件、刊行資料約五十件に達し、従来に比して相当の増加を見ております。又、議員会館、議員宿舎、並びに行政、司法各部門の支部図書館を対象とする巡回文庫も、利用者が漸次増加し、着々その成績を挙げており、国際図書交換業務につきましては、半期で数万冊の図書、雑誌を受取り乃至発送するに至つております。更に本年度から日本における新刊書の印刷カードを作成し、これを必要の方面に頒布することを開始いたしました。

これは現在のところ、予算並びに需要の關係上、その数量において必ずしも十分なものとは申せませんが、地方の図書館の能率を上げ、経費を節約する面で、極めて有意義な仕事でありますので、中央図書館としての国立国会図書館におけるこの業務が将来一層発展することは大いに期待されるところであります。なお、国立国会図書館におきまして、日本憲政に関する資料の収集を企てて、明治初年からの貴重な資料二万余点を購入し、或いは預託を受けて、このほど開催された憲法資料展示会にその一部が展示公開されましたことは、各位の御承知のとおりであります。

最後に、本図書館の建築に關しまして申し上げます。現在旧赤坂離宮を使用しております中央館本館が種々の点から見て不便でありますので、是非とも

国会議事堂近接の地に本館を建設したいということは創設以来の懸案であり、本委員会におきまして、昨年本院に御報告申上げました通り、昭和二十六年度の予算を審査いたしました際に、敷地の確保、建築計画機構に要する経費を至急計上された旨御報告いたしました次第であります。この国会議事堂の近くに図書館を設けることの必要は、もはや贅言を要しないところと考へます。何とぞ議員各位におかれましては、深い御理解の下に、これが実現いたしますよう一段の御支援と御協力を賜わらんことを切にお願い申上げる次第であります。

以上簡明であります。御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第五より第二十二までの請願及び日程第二十三より第二十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(佐藤尚武君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、図書館運営委員長報告。

図書館運営委員長西田天香君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○西田天香君登壇、拍手。

○西田天香君 国立国会図書館法第十五条の規定によりまして図書館運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本委員会は、本年に入りまして以来数回に亘つて委員会を開会いたし、組織規程の改正案、経過報告及び昭和二十六年年度の補正予算等を審査いたして参つたのでありますが、その経過並びに結果につきまして順次御報告申上げます。

先ず国立国会図書館の組織面におきまして第一に申上げますことは、支部図書館の増設についてであります。即ち昨年十月に設置いたしました大倉山分室は、本年度から予算を得て正式に支部大倉山文化科学図書館として発足いたしました。次に行政部門に設けられたものとしては、特別調達庁の図書館が同じく本年度から、又、中央氣象台図書館が十一月からそれぞれ支部図書館となり、かくして支部図書館は合計二十八を数えるに至りました。第二に注目されますのは、調査及び立法参考局の拡充されたことであります。これはかねてからの懸案事項でありましたが、議員各位の御支援と館長以下関係者の努力によりまして、本年度から六十名の増員が認められ、それに従ひ、機構も三課四室から三課十三室へと拡充され、一応満足すべき充実を見るに至りましたことは、国立国会図書館本来

の使命に鑑みまして誠に喜ばしいことと存じます。

次に図書館の活動状況について申し上げますと、先ず国会に対する奉仕の面において、調査及び立法参考局の拡充に伴ひ、昭和二十五年下半期、同二十六年度上半期を通じて、主要な調査件数約五百件、刊行資料約五十件に達し、従来に比して相当の増加を見ております。又、議員会館、議員宿舎、並びに行政、司法各部門の支部図書館を対象とする巡回文庫も、利用者が漸次増加し、着々その成績を挙げており、国際図書交換業務につきましては、半期で数万冊の図書、雑誌を受取り乃至発送するに至つております。更に本年度から日本における新刊書の印刷カードを作成し、これを必要の方面に頒布することを開始いたしました。

これは現在のところ、予算並びに需要の關係上、その数量において必ずしも十分なものとは申せませんが、地方の図書館の能率を上げ、経費を節約する面で、極めて有意義な仕事でありますので、中央図書館としての国立国会図書館におけるこの業務が将来一層発展することは大いに期待されるところであります。なお、国立国会図書館におきまして、日本憲政に関する資料の収集を企てて、明治初年からの貴重な資料二万余点を購入し、或いは預託を受けて、このほど開催された憲法資料展示会にその一部が展示公開されましたことは、各位の御承知のとおりであります。

最後に、本図書館の建築に關しまして申し上げます。現在旧赤坂離宮を使用しております中央館本館が種々の点から見て不便でありますので、是非とも

国会議事堂近接の地に本館を建設したいということは創設以来の懸案であり、本委員会におきまして、昨年本院に御報告申上げました通り、昭和二十六年度の予算を審査いたしました際に、敷地の確保、建築計画機構に要する経費を至急計上された旨御報告いたしました次第であります。この国会議事堂の近くに図書館を設けることの必要は、もはや贅言を要しないところと考へます。何とぞ議員各位におかれましては、深い御理解の下に、これが実現いたしますよう一段の御支援と御協力を賜わらんことを切にお願い申上げる次第であります。

以上簡明であります。御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第五より第二十二までの請願及び日程第二十三より第二十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長報告は修正議決報告でございます。委員長報告の通り修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り議決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第四、図書館運営委員長報告。

図書館運営委員長西田天香君。

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

○西田天香君登壇、拍手。

○西田天香君 国立国会図書館法第十五条の規定によりまして図書館運営委員会における審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

本委員会は、本年に入りまして以来数回に亘つて委員会を開会いたし、組織規程の改正案、経過報告及び昭和二十六年年度の補正予算等を審査いたして参つたのでありますが、その経過並びに結果につきまして順次御報告申上げます。

先ず国立国会図書館の組織面におきまして第一に申上げますことは、支部図書館の増設についてであります。即ち昨年十月に設置いたしました大倉山分室は、本年度から予算を得て正式に支部大倉山文化科学図書館として発足いたしました。次に行政部門に設けられたものとしては、特別調達庁の図書館が同じく本年度から、又、中央氣象台図書館が十一月からそれぞれ支部図書館となり、かくして支部図書館は合計二十八を数えるに至りました。第二に注目されますのは、調査及び立法参考局の拡充されたことであります。これはかねてからの懸案事項でありましたが、議員各位の御支援と館長以下関係者の努力によりまして、本年度から六十名の増員が認められ、それに従ひ、機構も三課四室から三課十三室へと拡充され、一応満足すべき充実を見るに至りましたことは、国立国会図書館本来

の使命に鑑みまして誠に喜ばしいことと存じます。

次に図書館の活動状況について申し上げますと、先ず国会に対する奉仕の面において、調査及び立法参考局の拡充に伴ひ、昭和二十五年下半期、同二十六年度上半期を通じて、主要な調査件数約五百件、刊行資料約五十件に達し、従来に比して相当の増加を見ております。又、議員会館、議員宿舎、並びに行政、司法各部門の支部図書館を対象とする巡回文庫も、利用者が漸次増加し、着々その成績を挙げており、国際図書交換業務につきましては、半期で数万冊の図書、雑誌を受取り乃至発送するに至つております。更に本年度から日本における新刊書の印刷カードを作成し、これを必要の方面に頒布することを開始いたしました。

これは現在のところ、予算並びに需要の關係上、その数量において必ずしも十分なものとは申せませんが、地方の図書館の能率を上げ、経費を節約する面で、極めて有意義な仕事でありますので、中央図書館としての国立国会図書館におけるこの業務が将来一層発展することは大いに期待されるところであります。なお、国立国会図書館におきまして、日本憲政に関する資料の収集を企てて、明治初年からの貴重な資料二万余点を購入し、或いは預託を受けて、このほど開催された憲法資料展示会にその一部が展示公開されましたことは、各位の御承知のとおりであります。

最後に、本図書館の建築に關しまして申し上げます。現在旧赤坂離宮を使用しております中央館本館が種々の点から見て不便でありますので、是非とも

国会議事堂近接の地に本館を建設したいということは創設以来の懸案であり、本委員会におきまして、昨年本院に御報告申上げました通り、昭和二十六年度の予算を審査いたしました際に、敷地の確保、建築計画機構に要する経費を至急計上された旨御報告いたしました次第であります。この国会議事堂の近くに図書館を設けることの必要は、もはや贅言を要しないところと考へます。何とぞ議員各位におかれましては、深い御理解の下に、これが実現いたしますよう一段の御支援と御協力を賜わらんことを切にお願い申上げる次第であります。

以上簡明であります。御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) この際、日程第五より第二十二までの請願及び日程第二十三より第二十九までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

号、第五百九十九号、第七百六十八号、第七百六十九号、第七百七十七号及び陳情第三十七号、第五十号、第六百六号、第七百七十五号、いずれも今般の行政整理に當りまして地方事務局出張所の存置方を要する趣旨のものであります。次に請願第二百十号、第二百一十一号、第二百一十二号及び陳情第四十九号は、簡易裁判所並びに区検察庁の設置方、若しくは設置の促進方を、請願第三百九十二号は地方事務局出張所の設置の促進方を要するものであります。又、請願第六百六十八号は大阪拘置所の大阪市北錦町への移築に反対する趣意のものであり、陳情第六百六十四号は各種登記事務の滞滞に對し応急対策の樹立を要する趣旨のものであります。又、陳情第二百三十三号は、先に制定された住民登録法の施行促進とその経費の全額を国庫負担にせよとらしいといふのがその趣意であります。

委員会におきましては、以上の各件につきまして紹介議員よりその説明を聞き、更に政府委員並びに最高裁判所側の意見も聴取いたしました。慎重に審査いたしました結果、いずれも尤もな趣意のものであると認めまして、以上二十五件全部を採択いたし、議院の會議に附すると共に、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これからの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は

号、第五百九十九号、第七百六十八号、第七百六十九号、第七百七十七号及び陳情第三十七号、第五十号、第六百六号、第七百七十五号、いずれも今般の行政整理に當りまして地方事務局出張所の存置方を要する趣旨のものであります。次に請願第二百十号、第二百一十一号、第二百一十二号及び陳情第四十九号は、簡易裁判所並びに区検察庁の設置方、若しくは設置の促進方を、請願第三百九十二号は地方事務局出張所の設置の促進方を要するものであります。又、請願第六百六十八号は大阪拘置所の大阪市北錦町への移築に反対する趣意のものであり、陳情第六百六十四号は各種登記事務の滞滞に對し応急対策の樹立を要する趣旨のものであります。又、陳情第二百三十三号は、先に制定された住民登録法の施行促進とその経費の全額を国庫負担にせよとらしいといふのがその趣意であります。

委員会におきましては、以上の各件につきまして紹介議員よりその説明を聞き、更に政府委員並びに最高裁判所側の意見も聴取いたしました。慎重に審査いたしました結果、いずれも尤もな趣意のものであると認めまして、以上二十五件全部を採択いたし、議院の會議に附すると共に、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これからの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は

号、第五百九十九号、第七百六十八号、第七百六十九号、第七百七十七号及び陳情第三十七号、第五十号、第六百六号、第七百七十五号、いずれも今般の行政整理に當りまして地方事務局出張所の存置方を要する趣旨のものであります。次に請願第二百十号、第二百一十一号、第二百一十二号及び陳情第四十九号は、簡易裁判所並びに区検察庁の設置方、若しくは設置の促進方を、請願第三百九十二号は地方事務局出張所の設置の促進方を要するものであります。又、請願第六百六十八号は大阪拘置所の大阪市北錦町への移築に反対する趣意のものであり、陳情第六百六十四号は各種登記事務の滞滞に對し応急対策の樹立を要する趣旨のものであります。又、陳情第二百三十三号は、先に制定された住民登録法の施行促進とその経費の全額を国庫負担にせよとらしいといふのがその趣意であります。

委員会におきましては、以上の各件につきまして紹介議員よりその説明を聞き、更に政府委員並びに最高裁判所側の意見も聴取いたしました。慎重に審査いたしました結果、いずれも尤もな趣意のものであると認めまして、以上二十五件全部を採択いたし、議院の會議に附すると共に、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上御報告を申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これからの請願及び陳情は委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

全会一致を以て採択し、内閣に送付することに決定いたしました。
議事の都合により暫時休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午後五時二分開議

○議長(佐藤寅次郎) 休憩前に引続き、これより会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。次回は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時三分散会

○本日の会議に付した事件

一、運輸審議会委員の任命に関する件

一、日程第一 未復員者給與法等の一部を改正する法律案

一、日程第三 商糸価格安定法案

一、日程第四 図書館運営委員長報告

一、日程第五乃至第二十二の請願

一、日程第二十三乃至第二十九の陳情

出席者は左の通り。

議長 佐藤 寅次郎
副議長 三木 治朗
議員 結城 安次郎 山川 良一君
宮城 大馬君 堀越 儀郎君
藤森 貞治君 藤野 繁雄君
中山 福蔵君 早川 慎一君
波多野 林一君 野田 俊作君
西田 天香君 徳川 宗敬君
常岡 一郎君 竹下 豊次君

高橋 道男君	高橋 龍太郎君	郡 祐一君	川村 松助君
杉山 昌作君	新谷 寅三郎君	竹中 七郎君	有馬 英二君
西郷 吉之助君	高良 とみ君	油井 賢太郎君	山田 佐一君
小林 政夫君	小宮 山常吉君	堀 未治君	國 伊能君
楠見 義男君	木下 辰雄君	鈴木 強平君	三好 始君
河井 彌八君	加賀 操君	西田 隆男君	大屋 晋三君
柏木 庫治君	尾崎 行雄君	泉山 三六君	平岡 市三君
岡本 愛祐君	梅原 貞隆君	小林 英三君	栗栖 起夫君
小野 哲君	玉柳 實君	林屋 龜次郎君	櫻内 辰郎君
楠瀬 常緒君	長島 銀藏君	一松 定吉君	鬼丸 義齊君
青山 正一君	秋山 俊一郎君	門田 定藏君	上條 愛一君
木村 守江君	宮田 重文君	堂森 芳夫君	松永 義雄君
高橋 進太郎君	大谷 肇清君	齋 武雄君	清澤 俊英君
上原 正吉君	加納 金助君	原 虎一君	山田 節男君
深水 六郎君	大矢 半次郎君	三橋 八次郎君	岩崎 正三郎君
平沼 彌太郎君	岡崎 眞一君	田中 一君	曾根 益君
城 義臣君	黒田 英雄君	村尾 重雄君	栗山 良夫君
小野 義夫君	岩沢 忠恭君	相馬 助治君	菊田 七平君
石坂 豊一君	中川 幸平君	森崎 隆君	小林 亦治君
北村 一男君	横尾 龍君	大隈 信幸君	吉田 法晴君
黒川 武雄君	中川 以良君	岩男 仁藏君	前之園 喜一郎君
中山 壽彦君	伊藤 保平君	山下 義信君	中村 正雄君
飯島 連次郎君	赤澤 與仁君	小川 久義君	駒井 藤平君
井上 なつゐ君	松本 昇君	稻垣 平太郎君	境野 清雄君
赤木 正雄君	重宗 雄三君	小泉 秀吉君	吉川 末次郎君
廣瀬 與兵衛君	加藤 武徳君	岩間 正男君	須藤 五郎君
大野 秀次郎君	松平 勇雄君	水橋 藤作君	鈴木 清一君
長谷 山行毅君	杉原 荒太君	成瀬 備治君	重盛 壽治君
古池 信三君	白波 瀬米吉君	山花 秀雄君	阿村 文四郎君
平井 太郎君	安井 謙君	森 八三三君	梅津 錦一君
山縣 勝見君	岡田 信次君	江田 三郎君	小林 孝平君
山本 米治君	石村 幸作君	千田 正君	三浦 辰雄君
滝井 治三郎君	平林 太一君	羽生 三七君	内村 清次君
田方 進君	鈴木 恭一君	松原 一彦君	河崎 ナツ君
溝淵 春次君	石原 幹市郎君	高田 なほ子君	矢嶋 三義君
島津 忠彦君	紅露 みつ君	佐々木 良作君	小笠原 三男君
山崎 恒君	木内 キヤウ君	菊川 孝夫君	岡田 宗司君
深川 タメエ君	大島 定吉君	館 哲二君	

國務大臣
農林大臣 根本 龍太郎君
政府委員
法務政務次官 高木 松吉君

昭和二十六年十一月二十七日 参議院會議録第二十三号 福島地方事務局塩川出張所存置に関する請願外二十四件

三二二

昭和二十六年十一月二十七日 参議院會議録第二十三号

三三二

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部

十円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話 印刷部 九段四〇〇
原簿東京一九〇〇 官報課